

『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 畜産2022』へのパブリックコメント対応表

2022年11月14日

一般財団法人日本GAP協会 運用管理部

※誤字脱字の指摘は掲載しておりません

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ版)	改善提案・意見	管理点番号	対応
1	認証農場	1.2	旧版に比べて農場名がないが、必ず農場名の後にサイト名があるはずですから経営者名だけでなく農場名または会社名を入れる方がわかりやすいです。つまり経営体名だけでもあるとわかりやすいです。	1.2	サイトとは団体を構成する農場のことです。 サイト、農場等の考え方について、解説資料を準備する予定です。
2	認証機関	1.2	(5)防疫対策の必要がある場合は、認証対象以外の畜種とは具体的になにを指しているか。	4.1.1(3)	例えば、サイトが認証品目(豚)以外に、牛や山羊を飼養している場合、家畜防疫の面から団体事務局はサイトが飼養している動物を把握してもらう意図があります。 意図を明確にするため、4.1.1に移動し、「(3)サイトが認証品目以外の動物を飼養している場合、家畜防疫に関する注意事項」と変更しました。
3	認証農場	1.4	団体認証です。構成農場はそれぞれが会社組織であり、団体の長といえどもサイトの改善決定権はありません。趣旨に賛同してルールを作って集まっているのですから、そうした事情をご理解ください。したがって団体の代表による改善ではなく、団体の代表による総評程度にすることを提案します。あくまでも個々に責任を持った(会社)の判断ですから、JGAP基準書に反しているのであれば団体代表者から言われるまでもありません。該当する責任者とは個々の農場の責任者ですからなおさらです。越権行為はできません。どういう組織を念頭にこんな変更になったのでしょうか。	1.4	団体の代表者が構成サイト(農場)に個別に指摘することを求めているのではなく、1.3で求める団体における責任者への指示を求めています。
4	審査員	1.4	a.(4)で苦情・事故の情報を求めているが、把握するための管理点がないと思います。	7.3	ご意見を受け、「7.3団体内の苦情・事故の把握」を追加しました。
5	認証農場	1.5 b.(2)	常にマネジメントに関する知識の向上を求められると難しい。	1.5 b. (2)	ご意見を受け、以下のとおり変更しました。 (パブコメ版) 団体運営(マネジメントシステム)に関する知識の保有とその向上 ↓ 団体運営(マネジメントシステム)に関する知識の保有
6	指導員	1.6	「1.6内部監査の責任者の責務」 「a.」の記述中に「内部監査の業務(内部監査プログラムの策定・監視・レビュー・改善)を統括している。」としていますが、「内部監査プログラム」の用語はここに出るだけで、定義もなければ、後の管理点でも出てきません。4.1.1の「内部監査計画」という用語と置き換えたほうが自然ですし、内容的にも問題ないと思われます。個別サイトごとの監査計画ではなく、団体全体の内部監査計画であれば、それは内部監査プログラムそのものです。	1.6	ご意見を受け、以下のとおり変更しました。 a. 内部監査の責任者(管理点1.3)は、内部監査の業務(内部監査計画の策定・内部監査の実施・検証、改善)を統括している。

No.	提案者	管理点番号 (パプコメ版)	改善提案・意見	管理点番号	対応
7	認証農場	1.7	団体事務局が必要な記録とサイトが整えるべき記録が混同されているような気がします。事務局がとるべき記録を明確にリスト化して欲しいと思います。それには遅すぎませんか？旧版に比べて要求事項が増えている理由もお示しください。旧版でも十分主旨は伝わっています。	1.7	1.7で求める各管理点とは、『団体事務局用 管理点と適合基準』および『農場用 管理点と適合基準』で団体事務局が対応する部分の管理点です。サイトで対応する記録については、『農場用 管理点と適合基準』で求めています。本管理点での改定による要求事項の追加は、(2)および(3)です。(2)は法令により2年以上要求される記録類(例えば廃棄物のマニフェスト)への対応、(3)は必要な時に閲覧できることを目的に、追加しています。
8	認証機関	2.2	内容について合意、、、→内容が含まれており契約書等により合意を得ているなど？	2.2	ご意見を受け、以下のとおり変更しました。 (パプコメ版) 以下の内容について合意を得ており、文書化している。 ↓ 以下の内容について文書で合意を得ている。
9	認証農場	3	JGAP総合規則にも触れましたが、用語の中でサイトのほかにも経営体を加えて、団体事務局、経営体、サイトの関係を説明して欲しいと思います	-	サイト、農場等の考え方について、解説資料を準備する予定です。
10	理事会	3.2 3.3	-	3.2 3.3	目的を削除しました。
11	指導員	4.1.1	内部監査計画は、明確に「文書化」を求めなくてもよいでしょうか。	4.1.1	ご意見を受け、文書化を求めるよう変更しました。
12	認証農場	4.1.1	内部監査計画について 団体の内部監査計画で、農場の内部監査の一部をICT技術を使ったリモートである場合、「遠隔審査ガイドライン」を内部監査に読み替えますか？ コロナ禍で、団体内部の勉強会等をZoomやTeams、Youtubeライブ限定配信で行うところが増えてきました。また、団体の構成農場が県をまたぐ場合があり、そこで内部監査の一部をあらかじめ用意した書類とリモートによる面談で行う場合が考えられます。 このような場合、内部監査に関するガイドライン「遠隔内部監査ガイドライン(仮)」はありませんが、「遠隔審査ガイドライン」を内部監査に読み替えて、内部監査の計画、実施、レビューを行うということでもよいですか？ 団体の新規参加農場、リスク評価で遠隔監査でリスクがあると評価される農場はその対象ではありません。	4.4.1 (2)	ご意見を受け、ICT技術を使ったリモートによる内部監査の必要性に鑑み4.4.1(2)に遠隔による内部監査について以下のとおり追加しました。 (2)遠隔による内部監査を行う場合は、『遠隔審査ガイドライン』を参考に実施している。
13	認証機関	4.1.1	内部監査員が直接外部委託先の点検をすることは困難なため、直接でなくてよいか。	4.5.1	サイト(農場)で行う作業を外部委託する場合、サイト(農場)の担当者が外部委託先を点検し、内部監査員が点検結果を確認しても構いません。
14	技術委員	4.1.1	JGAPでは計画に監査の目的まで記載しなくてもよいのではないかと。	4.1.1	監査の目的を削除しました。
15	認証機関	4.1.2	「差分に関する部分の内部監査のみを実施してもよい」とは、追加された管理点とあわせて新版の内容に追加された項目のみを拾って行ってもよいということか。	4.1.2	ご理解のとおりです。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ版)	改善提案・意見	管理点番号	対応
16	認証機関	4.2.1	同等の力量とはなにを指しているか。	4.2.1	研修の合格と同等の力量を持つということです。 例えば、ベテランの内部監査員から指導員基礎研修、団体認証研修と同等の内容・時間の指導を受けており、内容を十分理解している場合などです。
17	審査員	4.2.1	a.b.(1)JGAP指導員基礎研修の合格 だけで良いか。総合規則2019では指導員資格の維持も求められていた。 C.内部監査員および内部監査補佐役は獣医師、または、獣医師から家畜衛生、動物用医薬品の管理に関する指導を受けていることが記録から確認できる。 とあるか、「指導を受けている記録」とはどういったものを想定しているか。	4.2.1	a.b.(1)に「指導員資格の維持」を追加しました。 c.ご意見を受け、以下のように修正しました。 内部監査員および内部監査補佐役は、獣医師であること、または、獣医師から家畜衛生、動物用医薬品の保管方法に関する情報を入手し、過去1年間に入手した情報を提示できる。 このため獣医師から指導時に入手した資料や、指導内容の記録を提示することが求められます。
18	認証機関	4.2.2	内部監査員が1名だけの団体は、自己確認とするでよいか。	4.2.2 4.6.2	ご意見を受け、4.2.2 c.および4.6.2 a.に内部監査員が1名の場合の対応を追加しました。
19	認証農場	4.2.2	内部監査員の力量判定はJGAP協会が審査機関と相談の上実施すべきではないかと思えます。団体事務局によっては人材の余裕がないところも多いと思えます。自己判断ではだめなのでしょうか。内部監査員は基本的に獣医師であり、指導員でもあり、さらに内部監査研修設けているのですから個々の力量はそれで十分と思えます。それ以上のハードルを要求されるのであれば一定の合格基準を示すべきではないでしょうか。誰もがすべからく進化していると信じています。	4.2.2	内部監査を適切に行うために内部監査の責任者が、内部監査員の力量を確認することを求めています。 力量の要件は、団体の裁量で決めることにより、団体の現状に合わせながら内部監査員の力量を確保するための適合基準となっています。
20	指導員	4.2.4	「利害関係を排除した内部監査」というよりも「公平な内部監査」ではないか。	4.2.4	ご意見を受け、管理点を修正しました。
21	審査員	4.3.1(2) (d)	団体事務局が実施すべき団体管理マニュアルに対する適合性の判断 とは何を求めていますか。	4.3.1 4.4.1 4.5.1	団体管理マニュアルにおいて、団体事務局が受ける監査項目すべての適合・不適合をチェックした記録を求めています。 以下のように修正をしました。(4.4.1、4.5.1も同様) (d) 団体管理マニュアルの各項目に対する適合性の確認
22	認証機関	4.5.1	団体が外部に委託した場合のみとし、サイトが委託した場合は農場用の認証基準似て対応ということでしょうか。※部分は外部委託先に預託が入らないので、預託に変更(?)	4.5.1	本管理点は団体事務局が外部委託した場合であり、サイトが外部委託をした場合は、農場用の適合基準で対応になります。 預託は外部委託にはあたらないため、※注記は適用になりません。

No.	提案者	管理点番号 (パブコメ版)	改善提案・意見	管理点番号	対応
23	審査員	4.6.2	内部監査の責任者による検証は、内部監査が適切に行われたかどうかを確認することではないか？	4.6.2	ご意見を受け、以下のとおり変更しました。 (パブコメ版) a. 団体運営の改善のために、内部監査の責任者は、内部監査で検出された不適合とその是正処置について検証している ↓ a. 内部監査の責任者は、内部監査が適切に行われたことを検証している
24	審査員	4.6.3	是正処置の完了見届けに関して、「確認と了承」とありますが、「了承」はどのような行為・結果を指しますか。例えば代表者が検印を残していればOKでしょうか。	4.6.3	ご意見を受け、以下のとおり変更しました。 (2) 団体事務局の責任者および団体の代表者によって、すべての不適合の是正処置が終了し、内部監査が完了したことを確認した記録
25	指導員	5.1	マニュアル違反への摘要する措置をマニュアルに記載、とのことであるが、経験上、違反に対する措置はその都度変わってくる可能性が十分ある。同じ違反でも、状況によってとるべき措置は必ずしも同じとは限らない。実際の審査員は、食品会社や農場での実務経験がない方も多くいるので、実際の事故に対する対応経験がなく、このあたりの内容について、四角四面でとらえる事例が多く見られる。 →「違反に対して措置をとることを団体管理マニュアルに記載している。」	5.1	ご意見を受け、以下のとおり変更しました。 団体管理マニュアルの違反があった場合は、管理点2.1の契約で合意した措置を適用し、記録している。
26	認証農場	6.1 a	サイトはあくまでも農場に属する施設なので直接団体が管理することはできません。したがってまずは農場あるいは経営体として記録でわかる仕組みがあること、それを随時団体事務局が確認できる表現にさせていただきたいと思います。実現できそうもないことを要求しても本末転倒になります。常にオンラインでサイトの生産履歴がわかる仕組みを求めることは現実的ではありません。	6.1	これまでに構成農場と呼称していた農場を、団体では「サイト」と表現します。 オンラインでの生産履歴の把握を求めるものではなく、出荷に関する情報を求めています。
27	認証農場	6.1	団体事務局とサイトがトレサビで求められている内容が違うのであれば明確に示してください。私の理解では農場基準書をどのように管理していくかですから、同じ内容(商品)であればサイトごとに事務局が内部監査で確認すればよいと単純に考えています。	6.1	サイトにおける生産履歴の把握を求めているものではなく、出荷に関する情報を求めています。
28	審査員	6.1	c. 認証生産物以外を認証生産物であると出荷先に誤認を与えていない。とはどのような状況か、意図が分かりにくいです。	6.1	ご意見を受け、以下のように変更しました。 c. 非認証生産物も取り扱っている場合、非認証生産物が認証生産物であると出荷先に誤解を与えるような表現をしていない。
29	審査員	7.1	家畜や畜産物を回収する事例がありますか？回収テストがなくなっていますので、回収を想定する必要はないと思います。	7.1	ご意見を受け、回収等の対応については削除しました。
30	認証機関	8.1	適合基準の版を記載したほうがよいのではないか。	8.1	『農場用 管理点と適合基準』管理点2.6に「※団体の場合は、団体事務局が実施する。」と記載し、本管理点からは削除しました。
31	認証機関	その他	サイトの定義が通常の畜産現場での認識とことなるため、混乱を招く可能性がある。 ※一般的には繁殖サイト、肥育サイトという言い方をするため統一管理体制で防疫上各サイトは離れている)	-	サイト、農場等の考え方について、解説資料を準備する予定です。